

ガバナンス研究部会（第244回）議事録

日時：平成30年6月15日（金）15:00～17:00

場所：学士会館309号会議室

出席者：今井、板垣、上原、遠藤、勝田、河口、小林、嶋多、永井（郁）、中嶋、林、
浜辺、古谷、山本、山脇、

【報告事項】

平成29年度版年報が井上幹事の努力で完成、山本幹事が配布・集金事務を進めた。

【定例研究発表】

1 ハラスメントの内部通報に関する親会社の責任について

～イビデン事件、平成30年2月15日最高裁判決の検討～（浜辺 客員部会員）

<概要説明>

○本件は、グループ企業で設けられている内部通報制度の運用において、子会社のセクハラ等をめぐる対応に関する親会社の責任が問題とされた最高裁判決である。

グループ企業では、親会社が内部通報制度を運用しているところが多く、企業集団の内部統制の一つの手段として、そうした運用が推奨されている。本事案においても、親会社が法令遵守体制の一環として、グループ会社の事業場内で就労する者から法令等の遵守に関する相談を受ける相談窓口制度を設け、周知してその利用を促し、現に相談窓口における相談への対応を行っていた。しかし、子会社で起きている事象に関する通報に対して十分な措置がとれない結果となった場合、親会社にはどこまで法的な責任が問われるかについての判断を示したものであるが、控訴審判決が親会社の責任を肯定していたのに対して、最高裁は控訴審判決を破棄して、親会社の責任を否定する判決を下したものである。

○この事案は、グループ企業の親会社（以下「I社」という。）の傘下にあったT社とK社の間で起きた。T社はI社グループの製造部門等の業務請負や労働者派遣事業等を行い、K社は、T社に対して製造作業等を請け負わせていた。平成20年11月頃、離婚したP（子供あり）は、T社の契約社員としてI社で働き始めた。Pは、職場関係でA（当時51歳、独身）と知り合い、交際に発展した。PとAはメールアドレスを交換、食事を重ね、子育ての悩みも相談し、借金もし、肉体関係もあった。平成22年1月以降その関係が変化し、同年8月以降AはPの職場に頻繁に来て自己との交際を求める旨の発言を繰り返し、Pの自宅に押し掛けるなどした（本件行為1）。平成23年1月頃Aは、P自宅付近に数回、黒のベンツを長時間にわたって停車させる等した（本件行為2）。

○岐阜地方裁判所大垣支部は、セクハラ等を否定し、Pの請求はすべて棄却された。しかし、控訴審である名古屋高等裁判所は、Pの請求を一部認容し、A、I社、T社及びK社に対して安全配慮義務としての措置義務違反を内容とする債務不履行責任、あるいは不法行為に基づく損害賠償を命じた。このように、地裁と高裁では、違法なセクハラ等になるのか、単なる男女の恋愛の

もつれにすぎないのかが、主要な争点であった。地裁が被害者側の証言が信用できないとしてセクハラ等の違法性自体を否定したのに対して、高裁は被害者らの証言を信用し、双方の身分関係に着目して違法なセクハラ等を認定した。

○最高裁判決で上告人とされているのはI社だけなので、その範囲で判決が下された。最高裁は、傘下の子会社に責任があることを前提としながらも、I社の責任を否定する理由として、①I社は、Pに対して、指揮監督権を行使する立場にあったとか、Pから実質的に労務の提供を受ける関係にあったということはなかった。②I社の法令遵守体制の仕組みの具体的内容が、勤務先会社が使用者として負うべき雇用契約上の付随義務をI社自らが履行し又は直接間接の指揮監督の下でT社に履行させるものであった事情もない。③だから、I社はPの使用者たるT社を通じて付随義務を履行する義務を負わず、T社が本件付随義務に基づく対応を怠ったことだけでPに対する信義則上の義務違反が認められるわけではないとした。特に、本件行為1については、Pが本件相談窓口へ直接申出をしていなかった。また、本件行為2についても、I社が相談を受けたのはD（T社に勤務する契約社員。36歳、独身）からであって、その時点では、本件行為2から既に8箇月以上が経過し、PはT社を退職し、Aと同じ職場で就労してなかった。

<討議・意見>

○最高裁判決が注目されているが、高裁が一步踏み込んだ判断を行ったことの意義は大きい。

○平成30年2月15日に出された最高裁判決が、公益通報者保護法を踏まえた内部通報の整備・運用に関する民間事業者向けガイドラインの運用・展開にどのような影響を与えるのか、注目される。

○I社の相談窓口でDが相談した。それが理由でDが配転になったとしたならば、それは報復であり、あってはならないことである。

○子会社・関係会社を含む企業集団のコンプライアンス委員会等を作り、日ごろから情報交換しておくことも重要である。

○本件行為1については、Pが負い目を感じて相談窓口の利用を躊躇した可能性がある。子会社の管理職も、こうした問題事態について相談するように周知徹底する取り組みが必要だったのではないか。

2. 「企業とステークホルダーとの関係性についての考察」(古谷部会員)

<概要説明>

○さまざまな仕組み・実態から見る企業とステークホルダー(SH)の関わりについての動向報告として、①商品の生産プロセス上に多くのSHがいる。SDGs(持続可能な開発目標)の目標12には「持続可能な生産消費形態を確保する」とある。②SDGsとは、2030年までに貧困のない、持続可能な世界を次世代に受け継いでいくことを目指した世界規模の17ゴール・169ターゲットを踏まえつつ、各国政府が国家目標を定め、国家戦略等に反映していくことを想定している。特に、「17.16では、すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチSH・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。」と

述べている。③我が国のコーポレートガバナンス・コードの基本原則2で「株主以外のSHとの適切な協働」を謳っている。④ISO26000は、「SHの特定およびSHエンゲージメントは、組織の社会的責任の取組みの中心である」と述べ、SHダイアログ（日本郵政Gやイオンの例）の重要性に触れている。⑤日弁連「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」においても「・・・経営者等自身のためではなく、すべてのSHのために調査を実施し、・・・」とある。⑥消費者志向経営として、企業の品質諮問委員会・企業倫理委員会等に消費者代表等が参加しつつある（第一生命や雪印メグミルクの例）。⑦マルチSH・プロセス重視として、SDGs推進円卓会議(2016年～)等の各種会議が持たれている⑧SHの評価として、「企業のエシカル通信簿」も出されるようになった。⑨PRI(国連責任投資原則)とは、機関投資家の投資の意志決定プロセスや株式の保有方針の決定に環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Corporate Governance)課題に関する視点を反映させるための考え方を示す原則であり、署名機関数は2017年4月末段階で1,700超、運用資産総額も68兆ドルに達している。ESG投資とSHとの対話ではNGO/NPOが機関投資家に提案を行っている。

○なぜ企業等の取組みにSHが関与することが増加しているのかの理由

①既存の社会制度の機能不全②課題の複雑化③人権問題がクローズアップ④NGO等のSHからの問題提起・評価の増加⑤透明性・説明責任・公平性を求める声の増大⑥企業の原因究明・再発防止策への信頼性の欠如⑦持続可能な社会への当事者としてのSHの参加の必要性の認識等があげられる。しかも、以上は相互に影響しあう要因である。

<討議・意見>

○法学者や経済学者の中には株主主権論者がかなり多い。曰く、SHの利害は時々刻々変化するし、SH間の利害の優先順位をつけることも難しい。これらへの反論も必要である。

○現在UKでCGコードの改訂が進んでいるが、労働者代表の関与等これまでと異なる考え方が盛り込まれようとしている。

○SDGsの原則7で化石燃料について使用中止が謳われている。機関投資家等がこれらをビジネスにしている企業からDivestし始めている。一方で「原発」については良いとも悪いともいっていない。また、原則16で平和を標榜するも「核の廃絶」には何も触れてない。これで良いのか。

○SDGsやESGをかなり積極的に取り組むことが一種のブームになっているが、ESGランキングの高い企業の中には諸種の企業不祥事を起こしているところがある。建前と実態が異なり違和感がある。

【次回開催日】7月20日(金)午後3時 学士会館310号会議室